

令和 2 年 7 月 17 日
福祉部障がい政策課

板橋区障がい者計画及び障がい福祉計画(第 6 期)・ 障がい児福祉計画(第 2 期)の策定について

1 策定の背景・目的

区は、平成 28 年 3 月に、板橋区地域保健福祉計画「地域でつながる いたばし保健福祉プラン 2025」を策定した。地域保健福祉計画は、保健・福祉分野における基礎的な計画として、法定の「老人福祉計画」や「障がい者計画」を包含し、保健、障がい者（児）、子ども・家庭、高齢者、などの分野別の将来像、基本目標を掲げ、関連施策を推進してきた。

そのような中、複雑化する地域課題への対応を目的に社会福祉法が改正され、地域保健福祉計画は、各福祉分野における共通事項を定めた上位計画として位置付けることとされたことから、平成 31 年 1 月に改定し、地域共生社会の実現をめざしている。

今般、「板橋区障がい福祉計画（第 5 期）」・「板橋区障がい児福祉計画（第 1 期）」の計画期間が令和 2 年度をもって終了することから、令和 3 年度からの新たな計画を策定するにあたり、区の障がい者福祉の基本方針を定める「障がい者計画」を併せて策定する。

2 計画の位置づけ

(1) 障がい者計画

区の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、区民、関係機関、団体、事業者、区が、自主的かつ積極的な活動を行うための指針となる計画であり、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」にあたる。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

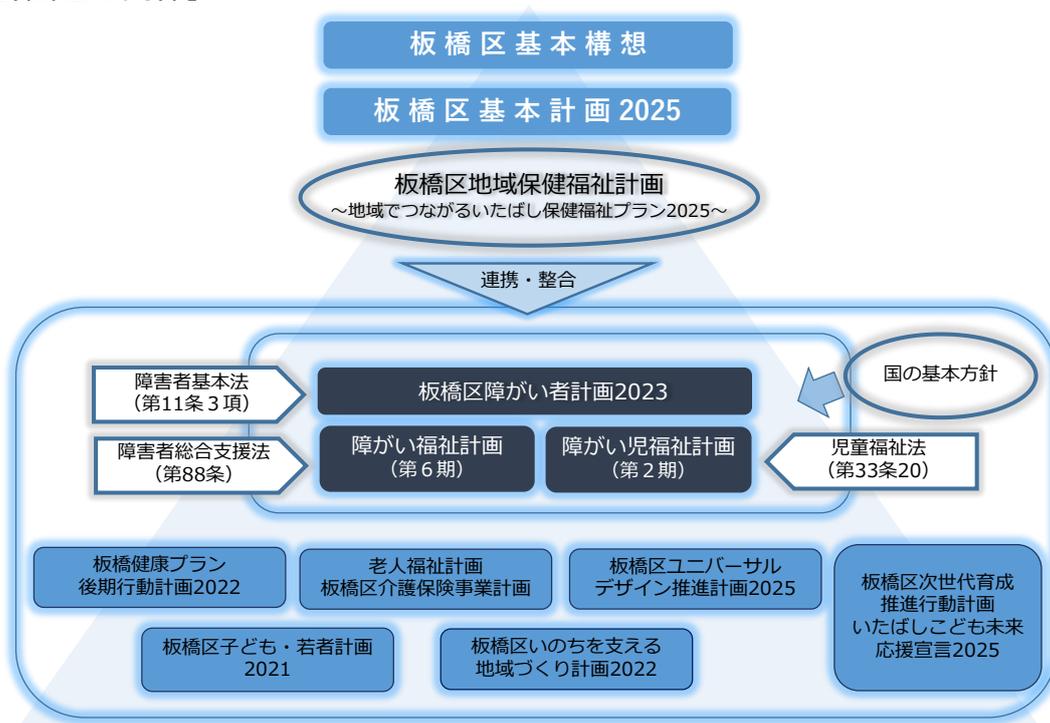
国の基本指針に基づき、障がいのある方の地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る、令和 5 年度末における成果目標を設定するとともに、サービス必要量を見込み、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画である。

それぞれ、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる。

(3) 国の基本指針について

計画策定の根拠となる基本指針については、厚生労働省による社会保障審議会の障害者部会により協議され、令和 2 年 5 月末に公表されている。

【他の計画との関係】



3 計画の期間

障がい者福祉計画及び障がい児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする。

障がい者計画についても、3年間を計画期間とし、両計画の連携により、計画的に施策・事業の展開を図っていく。

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
板橋区地域保健福祉計画 ～地域でつながるいたばし保健福祉プラン2025～								次期計画	
障がい者計画 ※地域保健福祉計画に包含			障がい者計画			次期計画 (予定)		次々期 (予定)	
第5期障がい福祉計画			第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画 (予定)		第8期 (予定)	
第1期障がい児福祉計画			第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画 (予定)		第4期 (予定)	

4 計画の対象

本計画は、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながらくらすことができる「地域共生社会」の実現をめざすものであるため、障がいや難病などにより、日常生活や社会生活を営む上で何らかの制限を受ける方や不自由な状態にある方だけでなく、区民や支援を行う人も含め、すべての人を対象とする。

5 策定体制

(1) 区内部組織

上位計画である地域保健福祉計画の策定体制を基本とし、推進本部（庁議）、推進本部幹事会（部課長級）、障がい福祉部会（係長級）を設置する。

(2) 策定委員会

学識経験者、保健医療関係者、障がい当事者等、障がい福祉関係機関、区民代表（公募委員）で構成される策定委員会を設置する。

(3) 当事者等の意見の反映

区民意向調査の他、板橋区地域自立支援協議会への報告、パブリックコメントを実施するとともに、関係団体との意見交換などを行い、当事者などの意見を反映していく。

6 計画の推進に向けて

計画の進捗状況を適切に把握するため、地域の障がい福祉にかかわる関係者や当事者などにより構成される「板橋区地域自立支援協議会」の本会及び定例部会において、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行っていく。

また、各定例部会に関連する会議体を活用し、本計画に掲げる重点施策等の検討を深め、障がい者施策全体としての調和を図るとともに、より実効性のある取り組みを進めていく。

7 今後の策定スケジュール

令和3年3月の策定に向け、計画案の各段階において、庁内検討会、自立支援協議会、策定委員会、健康福祉委員会、パブリックコメントなどで広く意見を伺いながら進めていく。

令和2年						令和3年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
骨子案作成		素案作成		パブリック コメント		計画調整		策定

部会(係長級)	○		○			○		
幹事会(課長級)	○		○			○		
自立支援協議会	○			○			○	
策定委員会	○		○				○	
推進本部(庁議)		○		○			○	
健康福祉委員会		○			○			○